第４期上田市障害福祉計画の概要

１　計画の背景

・ 障害者の自己決定を尊重するため、障害者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換が図られてきました。（H15）
・ 障害者自立支援法の施行により、身体障害者及び知的障害者に加え精神障害者を含めた一元的な制度が確立しました。（H18）
・ 市町村に対しては障害福祉計画の作成義務、サービスの提供体制を整備する仕組みが導入されました。（H18）
・ 利用者負担の見直し、相談支援の充実が図られてきました。（H22）
・ 障害者は基本的人権を享有する主体であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すことが求められています。（H23）
・ 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改正され、社会参加の機会、地域社会における共生、社会的障壁の除去、障害福祉サービスの対象者の範囲の見直しなど支援の拡充が図られています。（H25）

２　障害福祉計画策定の根拠

上田市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第８８条第１項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法に基づき策定された障害者のための施策に関する基本的な計画である「第二次上田市障害者基本計画」との整合性を図ります。

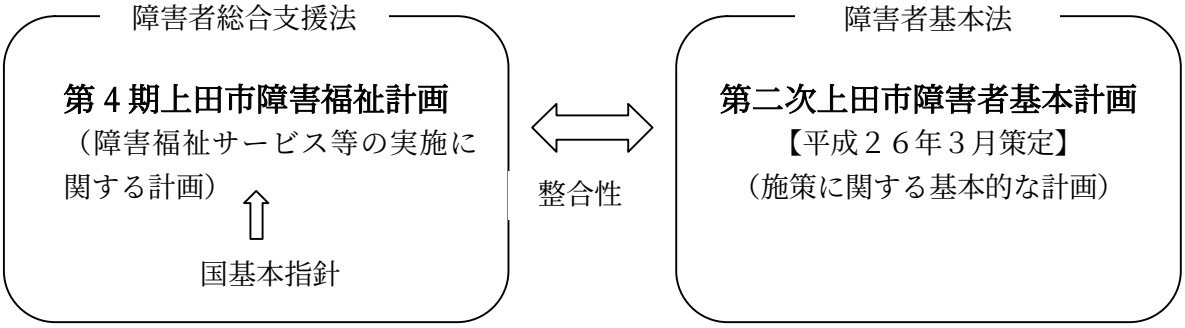

３　計画期間

計画期間は、平成２７年度から平成２９年度までとします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
上田市障害福祉計画	第１期計画			第２期計画			第３期計画			**第４期計画**		

４　計画に定める事項

（１） 基本的事項

① 基本理念

・ 自己決定の尊重と意思決定の支援

・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

（２） 成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行促進

・ 平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに移行

・ 平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%以上を平成 29 年末までに削減

PDCA サイクルの導入

・ 成果目標・活動指標については、少なくとも１年に１回は中間評価実施

・ 活動指標はより高い頻度で実績を把握

② 福祉施設利用者の一般就労への移行促進

・ 平成 24 年度実績の 2 倍が一般就労へ

・ 就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加

・ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

③ 地域生活支援拠点等の整備　【新規】

・ 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに市または圏域に少なくとも１つの拠点等を整備

（３） 活動指標

① 障害福祉サービス等の必要な量の見込

② 見込量の確保のための方策

③ 障害児支援体制の整備　【新規】

障害児支援体制の整備

・ 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

・ 子育てに支援に係る施策との連携

・ 教育との連携

・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

・ 通所、入所施設の一体的な方針策定

（４） 地域生活支援事業に関する事項

① 実施する事業の内容

② 事業の種類ごとの量の見込み

③ 見込量の確保のための方策　等

（５） 関係機関との連携に関する事項

医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携

５　計画の作成のための体制

（１） 審議会の開催

上田市障害者施策審議会により審議

（２） サービスの利用実態やニーズの把握

アンケート調査・・・平成２５年度に実施

障害者団体等との懇談会

（３） 関係部局との連携

（４） 長野県との連携調整